

平成 30 年度 第 2 回子どもにやさしいまちづくり推進会議（要約表記）

【日 時】平成 30 年 11 月 14 日（水）10:00～11:30

【場 所】豊田市役所東庁舎 大会議室 1,2

【出席者】

（委 員）※委員名は名簿順

西村 新	（市民公募委員）
山岡 裕子	（市民公募委員）
杉浦 正司	（豊田市区長会 代表）
山下 茂子	（豊田市子ども会育成連絡協議会 委員長）
芝 香里	（豊田市私立幼稚園保護者の会連合会 会長）
渡瀬 裕美子	（豊田市こども園保護者の会 会長）
山口 友美	（豊田市母子保健推進員の会 副会長）
湯浅 つき子	（豊田市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長）
中屋 浩二	（児童養護施設梅ヶ丘学園 施設長）
野口 眞弓	（日本赤十字豊田看護大学 教授）
間宮 静香	（豊田市子どもの権利擁護委員）
水野 至保	（トヨタ自動車㈱人材開発部第 1 人事室ダイバーシティ推進グループ グループ長）
藪押 光市	（豊田商工会議所 事務局長）
三浦 宏太	（愛知県豊田加茂福祉相談センター センター長）
長谷 昭次	（愛知県豊田警察署生活安全課 課長）
鈴木 哲也	（愛知県足助警察署生活安全課 課長）
横山 明美	（名古屋法務局豊田支局総務課 課長）
小澤 仁和	（連合愛知豊田地域協議会 代表）
地多 恭康	（豊田市小中学校校長会 井上小校長）
釘宮 順子	（NPO 団体 フリースペース K 代表）
萬屋 育子	（認定 NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA）理事長）

（事務局）

寺澤 好之	（子ども部 部長）
杉坂 盛雄	（子ども部 副部長）
佐野 均	（子ども部次世代育成課 課長）
福岡 進太	（子ども部次世代育成課 副課長）
牛丸 直樹	（子ども部次世代育成課 担当長）
鎌倉 未来	（子ども部次世代育成課 主査）
天野 雄二	（とよた子どもの権利相談室 室長）
塚田 知宏	（子ども部子ども家庭課 課長）
安藤 恒仁	（子ども部子ども家庭課 副課長）
杉江 大介	（子ども部保育課 副課長）
近藤 孝浩	（教育委員会教育政策課 課長）
野田 靖	（教育委員会青少年相談センター 所長）

【欠席者】

鬼木 利恵	(市民公募委員)
柏本 彩百合	(豊田市子ども会議 代表)
武田 洋子	(豊田市私立幼稚園協会 市推進委員)
福田 文彦	(豊田市青少年健全育成推進協議会 会長)
山内 祥正	(豊田市 PTA 連絡協議会 会長)
福上 道則	(豊田市私立こども園園長)
早川 操	(椋山女学園大学 教授)
高橋 昌久	(一般社団法人豊田加茂医師会 副会長)
松田 茂樹	(中京大学 教授)

1 開会 事務局

- ・平成 30 年度 第 2 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を開会する。
- ・本日、委員 30 名中 21 名が出席、9 名がご都合により欠席されている。これにより、豊田市子ども規則第 19 条第 2 項に規定する委員の半数以上の出席を満たしており、本会議が成立することを報告させていただく。
- ・豊田市では、公正で透明性の高い市政運営を推進するため、審議会及び会議録の公開に努めている。本日の会議においても、会議及び会議録を公開していく。本日、傍聴の方が 3 名いらっしゃっている。また、会議録は市のホームページに掲載するので、予めご了承いただきたい。

2 会長あいさつ 事務局 会長

- ・野口会長より皆様にごあいさついただく。
- ・前回の会議は今年の 5 月に開催され、その後、子ども・子育てに関する市民意向調査を実施し、また、子どもの貧困対策検討部会を立ち上げ、活発なご議論をいただいている。
- ・本日は、これらの結果を検討させていただき、子どもにやさしいまちづくりを推進できるように進めていきたい。

3 議事

(1) 市民意向調査結果について (報告)

【資料 1-1】【資料 1-2】

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | ・これより議事に移らせていただく。議事の進行は、豊田市子ども規則第 19 条第 1 項の規定に「会長がその議長となる」とあるので、野口会長にお願いしたい。 |
| 会長 | ・スムーズに議事進行をしていきたいと思うので、皆様方のご協力をお願いしたい。
・まず、「市民意向調査結果について」を議題にする。事務局から説明をお願いしたい。 |
| 事務局 | ・資料 1-1 をご覧いただきたい。こちらは、市民意向調査の調査対象ごとの単純集計を行ったものである。調査項目については、5 月の第 1 回推進会議でのご意見をもとに修正し、5 月から 6 月にかけて調査を実施している。調査対象ご |

との設問と回答を確認するために作成しているのので、参考としてご覧いただきたい。

- ・資料 1-2 をご覧いただきたい。こちらは、カテゴリごとに整理し直したものになる。また、5年前の前回調査との比較もしており、最終的な報告書としては、こちらの形態で取りまとめる予定である。
- ・調査対象は、11 区分に分類し、合計 15,500 人を調査対象としている。調査対象 1 の就学前児童保護者への調査は、子ども・子育て支援新制度における「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを推計するために必要となるものである。国から調査方法の通知が来るのを待って実施することとしていたが、国の通知が大幅に遅れたため、現在、調査票の回収を行っている段階で、結果を記載することができていない。
- ・回収率は 2 頁に記載している。学校を通じて配布・回収した小中学生及び保護者は 80%から 90%台となっているが、郵送配布した高校生は 40%台、青少年で 30%台、一般市民で 50%台となっている。バラつきはあるが、前回調査と同様な傾向にある。新たに実施した大学生で 10%台となっている。なお、母子健康手帳被交付者は、今回郵送での回答も可としたため回収率が下がる結果となった。
- ・主な調査結果については、後ほど議題となる「豊田市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題」でも取り上げているので、ここでの説明は省略させていただく。

会長
会長

- ・事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はあるか。
- ・ご意見・ご質問等が特にないようなので、次の議題に進めさせていただく。

(2) 子どもの貧困対策検討部会の検討状況について（報告）

【資料 2-1】【資料 2-2】【資料 2-3】

会長
委員

- ・次に、「子どもの貧困対策検討部会の検討状況について」を議題にする。部長の間宮委員より説明をお願いしたい。
- ・子どもの貧困対策検討部会の検討状況について報告させていただく。本部会は、平成 30 年 5 月 9 日に開催された「平成 30 年度 第 1 回子どもにやさしいまちづくり推進会議」において、設置が決定された。
- ・部会員は資料 2-1 の名簿に記載のある 17 名である。8 月 20 日（月）の第 1 回部会を皮切りに、計 3 回の部会を開催した。
- ・資料 2-2 をご覧いただきたい。第 1 回の部会では、議題にあるとおり、事務局から「子どもの貧困対策検討部会の設置」についての説明を受け、設置の目的が『社会全体で取り組むべき課題である「子どもの貧困」について、実効性のある施策等を専門的に協議すること』であることを共通認識した。また、「子どもの貧困」の一般的な定義や社会的背景を踏まえ、豊田市としての子どもの貧困対策についての議論を行った。
- ・議論内容については、議論の要旨の欄をご覧いただきたい。まず、貧乏と貧困の違いを整理し、経済的な困窮だけが子どもの貧困ではないことを確認するとともに、豊田市の特徴である「子ども条例」を踏まえ、子どもの権利保障の観点から子どもの貧困を捉えていくことなどが議論された。貧乏と貧困の違いに

についてはとても重要なので、ここで改めて説明させていただく。「貧乏」は貧しく欠乏しているという、経済的に困窮した状態のことである。「貧困」はそこに「困る」という概念が加わる。例えば、経済的に裕福であっても、親が忙しく、毎日の夕食を一緒に食べられずに寂しい思いをしている子どもや、いじめを受けてつらい思いをしている子どもは、子ども条例の「豊かに育つ権利」や「安心して生きる権利」を侵害されている状態と言える。子どもがそのような状況にいること、そしてそれを相談する相手や話を聞いてくれる相手・場所がない状態を、豊田市における「子どもの貧困」として整理したので、この会議の中ではそのように認識していただければと思う。

- ・他の意見としては、「子どもが進学するか就職するか」や「保護者が就労するかどうか」などについても、様々な選択肢（価値観）があって良いという意見等が出された。まとめとしては、「子どもの貧困を経済的困窮の課題のみと捉えず、子どもの権利保障の観点から幅広く整理していく」ということを確認し、第1回部会を終了した。
- ・第2回部会は9月19日（水）に開催した。第1回部会において、子どもの貧困に関するデータが欲しいという意見があり、事務局でまとめた内容の報告があった。
- ・データについては議論の要旨の欄をご覧ください。まず、相対的貧困と呼ばれる世帯については、豊田市は国や愛知県と比較して低い状況にあることが分かった。そして、ひとり親世帯については年々増加しており、児童虐待通報件数も増加傾向にあるとのことである。ただし、児童虐待の通報件数の増加は、地域などで子どもを見守る側の意識が向上した結果でもあり、虐待を見逃さないという面においては、悪い傾向ではないとも捉えている。
- ・最後に、市民意向調査の結果として、大人との会話量が多いと子どもの自己肯定感が上がる傾向にあり、大人とのふれあいの重要性が認識された。議論の中では、ひとり親支援や児童虐待への対応など、力を入れるべき具体的な事業が話題となった。また、地域で子どもを支えるための「共働による支援ネットワーク」の重要性も話し合われた。
- ・施策体系の検討においては、事務局から「目指す姿」、「方向性」、「施策の柱」等についての提案を受けた。資料2-3の裏面をご覧ください。方向性の欄に記載のとおり、豊田市の強みである「子ども条例」、「多様な相談窓口」、「充実した地区コミュニティ」を活かして事業推進を図ることや、施策の柱を「子どもの権利保障」、「共働による支援ネットワーク」、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労・経済的支援」の5つとすることなどの説明があった。これに対して、部会員からは「子どもの権利保障」と「共働による支援ネットワーク」は他の3つの柱とはレベル感が違うので、そのことが分かる表記にした方が良いという指摘があり、次回会議で修正案を示してもらうこととした。
- ・第3回部会は、10月17日（水）に開催した。まず、事務局から社会情勢、市民意向調査、そして前回までの2回の部会の意見を踏まえた、子どもの貧困に関する現状と課題の整理についての説明を受けた。ポイントは以下の4点であり、議論の要旨欄をご覧ください。
- ・1つ目は、豊田市における相対的貧困率は国や県と比較して低い状況であるが、

逆に身近な問題として捉えられなかったり、困難を抱える子どもを見つけづらい状況でもある。そのような意味で、子どもの権利保障に関する啓発や、支援ネットワークの強化が必要であるということである。

- ・ 2つ目は、児童虐待は増加傾向であり、その要因としては心身の不安定、経済的な困難、ひとり親家庭などの状況が報告されている。そのような点に着目した支援により、児童虐待を未然に防ぐ必要があるということである。
- ・ 3つ目は、市民意向調査によると大人との関わりが子どもの自己肯定感を高める傾向にあり、子どもが親や地域の大人との関わることを提供していくことが重要であることである。
- ・ 4つ目は、ひとり親世帯が増加している状況を踏まえ、ひとり親世帯における心理的、肉体的、経済的な負担などを軽減していく必要があることである。
- ・ 以上、4点のポイントを踏まえつつ、前回指摘のあった体系図の修正版を基に協議を行った。議論の中では、第2回の部会でも意見が出された「共働による支援ネットワーク」について、児童虐待防止や子どもの自己肯定感の向上など幅広く活用していけると良いという意見が出された。また、体系図の「目指す姿」と「方向性」について、表現の再検討をすることとし、第2回の子どもにやさしいまちづくり推進会議で整理することとした。なお、「事業内容」と「評価指標」の整理については、子ども総合計画全体と整合を図る必要があることから、今後行っていくこととし、必要に応じて第4回以降の部会を開催したいと考えている。部会の中では、様々な個別事業に関する提案もあったが、それらは今後、個別事業を整理する過程で検討していきたいと考えている。
- ・ 最後にもう一度体系図案をご覧いただきたい。部会での議論を踏まえ、事務局で整理した結果、豊田市における子どもの貧困対策としては、子ども条例を念頭に、「子どもの権利が保障され、子どもが幸せに暮らすことのできる社会」を目指し、「子どもの自己肯定感の向上」と「地域支援力の向上」、「深刻な困難を抱える家庭への適切な支援」、そして「貧困の連鎖の解消」を推進する。そのための施策の柱として、「子どもの権利保障」、「共働による支援ネットワーク」、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労・経済的支援」を設定し、その柱に付随する各種事業を推進していくこととした。
- ・ 事務局から追加説明があればお願いしたい。
- ・ 子どもの貧困対策検討部会における体系図について、事務局での議論の内容を補足説明させていただく。
- ・ 「めざす姿」について、「貧困の連鎖の解消」は目指す姿というよりは、それを達成することで「子どもの健やかな育ち」を達成できるというイメージではないか、現在の子どもに対して「子どもの健やかな育ち」を目指すとともに、将来の子どものために「貧困の連鎖の解消」を目指すということではないかといったご意見をいただいた。事務局において、「めざす姿」を現在の子どもと将来の生まれてくる子どもの双方で変わらない（不変的な）表現で整理し、「子どもの権利が保障され 子どもが幸せに暮らすことのできる社会」とした。「貧困の連鎖の解消」は、次の「方向性」の中の1つに落とし込むこととした。
- ・ 「ハイリスク家庭」という表現について、「ハイリスク」という言葉からは、飢餓の状態であるとか、生命の危機にあるような虐待など、様々な状況が想定さ

会長
事務局

れるとともに、今はそのような状態になっていなくても、そうなってしまうことが懸念される家庭もハイリスク家庭と表現できることから、そのあたりを整理して表現することとした。

- ・今回の体系図においては、子どもの貧困の観点から、現時点で特に深刻な状況（生命の危険性、深刻な人権被害など）に陥っている子どもとその家庭に対して適切な支援を行っていくことを方向性の1つとした。「深刻な困難」の部分を中心としているのは、特に迅速な対応が求められるからである。当然、子どもの貧困対策の体系としては、子どもの権利保障の観点から、対応策や予防策、そして啓発活動に至るまで、幅広く実施していく必要がある。
- ・説明の内容について、ご意見・ご質問等はあるか。
- ・ご意見・ご質問等が特にないようなので、次の議題に進めさせていただく。

会長
会長

(3) 本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題（協議）

【資料3-1】【資料3-2】

会長

- ・次に、「本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題」を議題とする。事務局から説明をお願いしたい。

事務局

- ・資料3-1、3-2について説明する。先ほど触れた市民意向調査や人口動態統計、国勢調査、市で保有するデータ等に基づき、現状把握を行い、そこから導かれる課題について、資料3-1にまとめている。資料3-1をご覧ください。
- ・「1 少子化の状況」について、市の総人口は横ばいから微増といった状況であるが、出生数は減少傾向が続いている。合計特殊出生率は1.6台で推移し、国や愛知県と比較しても高い水準ではあるが、婚姻率の低下や初婚平均年齢の上昇などが見られる。また、地区別でも18歳未満の子どもの割合に偏りがある。これらのことから、合計特殊出生率の維持向上を図ることが課題であり、子どもを生み育てやすい環境づくり、未婚・晩婚化への対応、いくつかの施策を組み合わせた少子化対策のパッケージ化などが必要と考える。また、地域の担い手に格差が生じていることへの対応も課題と考えられる。
- ・「2 こども園等の利用状況」について、園児数は13,000人前後で推移し、就園率は高まっている。年度当初での待機児童0人は2014年度から継続している。課題として、引き続き0~2歳児の保育ニーズ増加への対応が必要で待機児童解消に向けた取組が必要となっている。
- ・「3 仕事と子育ての両立に関する意識」について、本市の特徴として専業主婦の割合が高く、いわゆる「M字カーブ」の溝が深くなっている。しかし、5年前の調査と比較し、専業主婦の割合が低下し、小学生の母親の就労している割合が8.6ポイント上昇しており、フルタイム勤務の伸びが大きくなっている。また、仕事と家事等の優先度について、希望と現実のギャップも生じている。これらのことから、特に母親の就労割合が高まっていることで、働くこと、子育ての意識や子育て等の環境の変化への対応やワークライフバランスの充実といったことが課題と考える。
- ・「4 家庭における子育てに関する意識」について、子どもの発育・発達に対する不安を感じていることや子育てに関する相談も増えてきている。これらのことから、子育ての不安を取り除くための対策の充実が課題であり、相談体制の継

続や充実が必要であると考える。

- ・「5 地域における子育て支援に関する意識」について、5 年前と比べ、大人が地域の子どもの居場所づくりなどに「参加してもよい」の割合が減少し、「必要だと思うが、参加は難しい」の割合が増加している。こうしたことから、子どもよりも大人の地域との関りの希薄化が進んでいることや多様な子どもの居場所を確保することなどが課題であると考えている。
- ・「6 自立支援が必要な青少年の状況」について、平成 27 年 4 月に開設した豊田市若者サポートステーションの登録者数、相談件数は年々増加しているほか、ひきこもり状態の方の高齢化、長期化が進んでいる。引き続き、支援が必要な青少年の自立・就業に向けた対応が課題であり、ひきこもり年齢の上昇、高校中退者や早期離職者など早めの対応が必要と考える。
- ・「7 子どもの権利に対する意識」について、権利相談室の認知度は大きく向上しているが、子ども条例の認知度はそれほど変化していない。また、子どもの権利が尊重されていると感じる子どもの割合が増えているが、一定数の不登校の子どもがいるほか、いじめ認知件数、児童虐待相談対応は増加している。このことから、子どもの権利保障について継続的な啓発、理解活動を行いながら、不登校やいじめ、児童虐待の対策を行っていくことが課題である。
- ・「8 社会的支援が必要な子育て家庭の状況」について、ひとり親世帯は増加傾向にある。このほか、障がいを持つ家族がいる家庭や外国人の家庭などの増加もみられる。子ども条例にも規定しているが、社会的支援が必要な家庭に対する適切な支援が課題である。
- ・「9 子どもの貧困に対する認識」について、豊田市の相対的貧困率 5.4%で、国や愛知県と比較して低くなっているほか、子ども食堂の認知度は概ね 4 割、ボランティアの参加意向も 4 割以上となっている。課題としては、貧困状態にある子どもの状況が見えづらいということが課題となっている。
- ・「10 社会動向」を整理しているが、今後、施策を検討する上では、これらにも着目していくことが必要であると考え記載している。

会長
委員

- ・説明の内容について、ご意見・ご質問等はあるか。
- ・待機児童数は 0 人という説明であったが、これは滞りなく書類申請ができる家庭で 0 人ということであり、書類申請さえできない家庭もある。仕事の面接に行くとき、書類を提出するときに子どもを連れて行けない母もいる。申請できないが本当に働きたいと思っている家庭がいることも理解してほしい。

事務局

- ・待機児童数 0 人は、厚生労働省が定めた統計上の数値であり、潜在的なニーズや把握していないところもある。一人でも多くの方が預けられるよう、保育課や子ども家庭課をはじめ、関係各課で連携し、ニーズに応えていきたい。

会長
委員

- ・おっしゃりたいことは、書類申請さえできない家庭もあるということである。
- ・働きたいが、預ける先がなくて申請するときの書類を取りに行ったり、働くときの説明を聞きに行くに子どもを預けてから行かないといけない場合もあり、先に進めない家庭もある。

書類を申請できる人は、職場復帰する人や事前に書類がスムーズに提出できる人が多い中、例えば、こっちに引っ越してきたばかりの人とか身内もおらず、困っていると聞く。

- 会長
- ・申請できる家庭は恵まれた環境にある。退職した人が復職しようとする際、非常に困難があるということをご理解いただきたい。
- 委員
- ・関連して、一時保育がどのような状況にあるのか、教えていただきたい。
- 事務局
- ・一時保育は、豊田市内のこども園、認定こども園の全園で実施している。一般的に、子どもを預けたいという場合では月に 2 日間、緊急の場合では月に 7 日間ご利用いただけるようになっている。子どもを預けたい場合は、まずは園の方へご一報いただければ、受け入れが可能かどうか判断させていただく。これらも含め、子育て全般の相談に関しては、地域の子育て支援センターや電話でのご相談もできる場所があるので、ご利用いただきたい。
- 委員
- ・一時保育の利用率はどの程度か。例えば、名古屋市ではかなり早い段階から埋まってしまうと聞いている。一時保育が利用できるかどうかも重要である。
- 事務局
- ・特に、0～2 歳の低年齢の子どもに関しては、各園受け入れが一杯の状況にある。なかなかご希望に合った受け入れが難しい状況であると聞いている。一方で、3～5 歳児に関しては、比較的空いており、利用できる状況にある。
 - ・平成 29 年度は、711 人の利用があった。延べ 1,058 人の利用があった。
- 委員
- ・0～2 歳児に関して、各園受け入れが一杯の状況にあるとのことであるが、場所の問題なのか、それとも保育師の数の問題なのか。
- 事務局
- ・一概にどちらの問題とは言い難い。施設上受け入れられないというケースもあれば、職員の配置上受け入れられないというケースもある。両面の課題があると認識している。
- 委員
- ・弊社でも事業所内託児所を運営しており、慢性的に保育師が不足している。基本的には受け入れできる状況であるが、今後ニーズも増えていくと考えており、非常に頭の痛い課題である。この地域で保育のできる方、それは、保育師の有資格者だけでなく、地域の方でも協力いただけると良い。
- 委員
- ・おめでとう訪問ということで、生後 3～4 か月の子どもがいる家庭を訪問している。その中で、とよた急病・子育てコール 24 について、深夜に電話をした時につながらず、病院に走ったという声を聞く。予算があれば、回線を増やしていただき、電話した時につながるようにしていただけると良い。
- 事務局
- ・利用状況は、資料 3-2 の 10 頁にある。相談件数としては、昨年度の育児に関する相談件数が 3,132 件、全ての相談件数は 12,547 件となっている。今年度上半期の件数を見ても、同等の件数である。つながらなかった件数もあると聞いており、回線の問題と、スタッフが複数のコールセンターを運営していることも影響している。豊田市からの依頼として、有資格者が対応するようとしており、そういった方がほかの電話に出られている時など、つながらなかったということ把握している。委託業者は来年 4 月から新たに選定する予定としており、こういった課題も踏まえて業者選定をしていきたい。課題としては把握している。
- 委員
- ・幼児教育無償化について、保護者にはどういう状況かが伝わっていないので、できれば市の方から情報提供をいただきたい。
- 事務局
- ・詳細な内容は、国でも固まっていない。現時点でこうなるということはお伝えしづらいところではある。ただ、国の方で制度が固まれば、園や保護者の皆さまに周知させていただく。

会長 ・ご意見・ご質問等が特にないようなので、次の議題に進めさせていただく。

(4) 施策の取組方針（協議）

【資料 4-1】【資料 4-2】

- 会長 ・次に、「施策の取組方針」を議題とする。事務局から説明をお願いしたい。
- 事務局 ・資料説明に入る前に、第 2 次計画では、「計画の総合評価として、計画全体の成果指標の評価について、次期計画の施策準備段階である平成 30 年度に実施予定の意向調査などを活用して評価を行います」としている。この資料 4-1 は、第 2 次子ども総合計画での 4 つの取組方針について、成果指標として設定したデータの状況も加味しながら、計画の総合評価として総括するものである。なお、子ども総合計画は、5 年を一区切りとしているが、連続性、継続性が必要なので、取組の成果の中で、引き続き課題とされる内容については、第 3 次計画にも引き継ぐことが重要であると考えている。
- ・資料 4-1 について取組方針ごとに説明させていただく。まず、「安心して生み育てられる支援体制の充実」について、成果指標としては市民意識調査を使用しているが、質問の内容が変わったことも影響し、直近値では下がっている。取組の成果としては、妊娠期から出産期、乳幼児期まで、健診や各種手当、医療費助成など様々な支援を行ったほか、障がい児や外国人の子どもなど特別な支援が必要な子どもへの支援を行った。重点事業である育児相談コールセンターの設置やふれあい子育て教室の実施などにより、一定の支援体制の充実が図られたものと考えている。一方で、支援ニーズの多様化への対応は引き続き課題であり、今後もニーズを的確に捉え、適切な支援をしていくことが必要であると考えている。
 - ・「全ての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり」について、評価指標としては待機児童数、就園率となっている。待機児童数については 0 人を継続している。また、就園率について直近値では増加している。総括として、待機児童数 0 人の達成のほか、こども園の事務職員の配置の拡大等による保育の質の確保などを行った。重点事業として、こども園の改築、幼稚園認可こども園の保育所認可化、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園の移行などにより、0～2 歳児の受入れ枠を拡大した。また、多様化する保育ニーズに対して、早朝・延長保育、病児・病後児保育の充実、公立こども園の民間移管による 3 歳児幼児教育の受入れ枠の拡大などを図った。引き続き、待機児童 0 人を継続することと、質の高い教育や保育の提供ができる事業を実施することが課題となっている。
 - ・「子どもの権利保障と青少年の健全育成」について、評価指標としてはいじめの年度末収束率、引きこもりの割合となっている。いじめの年度末収束率は、計画策定時は、いじめ解消率となっていたが、表現が変更になっているが定義は変わっていない。直近値については、前回値とほぼ変わらない状況となっている。総括として、子どもの権利相談室を中心として、相談支援活動、理解啓発活動の推進を図った。青少年支援として、若者サポートステーションの設置による支援等を実施してきた。重点事業として、いじめ防止体制の整備、ソーシャルメディアの適切な利用、放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的

運用、青少年センターとの連携による高校生・大学生の社会活動の促進、若者サポートステーションの設置など、5つの事業に取り組んだ。課題としては、「子どもの貧困」対策の基本として、子どもの権利保障に力を入れて取り組むことや、引きこもりの長期化や高齢化への対応などが必要と考えている。なお、この取組方針は広範囲に渡っており、焦点を絞ることも必要であると考えており、第3次計画では細分化も検討している。

- ・最後に、「地域ぐるみによる子育て社会の創造」について、評価指標として「地域や隣近所の子育ての助け合いが充実していると感じる市民の割合」を挙げているが、前回値より下がっており、目標値には達していない。重点事業である「ふれあい子育て教室」の開催や「親育ち交流カフェ」の推進を図ったが、更なる地域ネットワークの強化が必要であると考えている。
- ・続いて、資料4-2を説明させていただく。資料4-2では、議事3の「本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題」と資料4-1で説明した第2次子ども総合計画の総括を踏まえて、施策の取組方針を設定し、施策の方向性の案をお示しさせていただく。
- ・まず、取組方針について、第2次子ども総合計画で4つあった取組方針を5つに変更している。第3次計画では、「子どもの権利保障」を取組方針の最初に掲げたいと考えている。「子どもの権利保障」は、計画全体の根本、基礎となる部分であり、このような並列的な記載についてご意見もあるかと思うが、今後、施策の体系を整理する上では、このような記載方法も必要と考えているので、ご理解いただきたい。残りの4つについては、「青少年の健全育成及び若者支援」以外は、第2次計画を踏襲しながら、設定している。
- ・次に、施策の方向性については、主に第8次総合計画との整合を図りながら設定している。「子どもの権利保障」では、子どもの権利が総合的に保障される社会の実現という大きな目標を掲げている。また、子どもの貧困に関連して、先ほども議論があった子どもの貧困対策の方向性を基本に取り入れている。子どもの貧困対策については、計画全体の施策体系の中にどのような形で溶け込ませていくのか検討が必要であると認識している。
- ・「安心して生み育てられる支援体制の充実」では、子育ての不安の解消、負担の分担、子育てを楽しむの視点を持って、相談体制の整備や交流機会の提供などで、子育てサービスの充実を図る。また、少子化対策の視点も必要と考えており、結婚や就労等の各種の支援策を幅広く提供することとする。
- ・「全ての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり」では、保育サービスの拡大、施設の計画的な整備を図る。
- ・「青少年の健全育成及び若者支援」では、子どもたちが自ら行動し様々な課題を解決する力を育むため、地域における活動の場や挑戦する機会の充実を図る。地域社会の担い手として、高校生・大学生の地域や社会との交流や活動のきっかけづくりを行う。
- ・最後に、「地域ぐるみによる子育て社会の創造」では、地域と連携しながら子どもの居場所の確保を進める。
- ・施策の取組方針については、第3次計画の骨格となる部分と考えている。まだ案の段階なので、言葉が十分足りていないと考えている。これまでの整理の過

程で漏れている視点や考え方などもあるかと思うので、ご意見をいただきたいと考えている。

- 会長
- ・第2次計画の総括があり、第3次計画の取組方針案は4つが5つになっている。順番が変わった理由と、2つに分かれている部分と、そこだけもう少し説明をいただきたい。
- 事務局
- ・まず、取組方針の4つが5つになったところをもう一度説明させていただく。第2次計画の取組方針「子どもの権利保障と青少年の健全育成」について、かなり領域が広いと考えている。「子どもの権利保障」と「青少年の健全育成」の2つの視点が入っているので分けることとした。
 - ・「子どもの権利保障」は全体に係る基本的な概念、考え方でもあり、全体の取組方針の中でも重要な視点であるため、一番初めに持ってくることとした。
- 会長
委員
- ・説明の内容について、ご意見・ご質問等はあるか。
 - ・子どもの権利保障について、2点質問させていただく。この半年くらいで、こども園において、保育師が子どもにわいせつな行為をしたという事件があったと思う。重大な子どもの権利侵害である。再発防止に取り組んでいるか。2点目は、スクールカウンセラーについて、どのような配置状況なのか。学校にとって重要であるが、2~3校掛け持ちもあると聞いているがその辺りはどうか。スクールソーシャルワーカーについても、国でも配置を進めているが、豊田市はどのように考えているか。
- 事務局
- ・今回の強制わいせつ事件はあってはならないことであると考えている。当該園については、市より保育師や保護者等への積極的な支援を行っており、医師会を通じて、医療機関へもつなげる体制も構築した。
 - ・公立・私立関係なく、声掛けをして、男性保育師への研修を行っている。間宮委員にも弁護士の立場として研修を行っていただいた。男性保育師に何が求められているか、あってはならないことは何か、原点に戻って研修を行っている。継続して研修を行うことが重要であると考えているので、来年度も必要であれば実施していく。
- 会長
- ・男性保育師は子どもたちにも人気がある。こういったことで下火にならないと良いと思う。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについてはどうか。
- 事務局
- ・スクールカウンセラーには、市の配置、県の配置があり、中学校に関しては県の配置となっており、1校に1人、週に1回となっている。小学校は75校あるが、市の配置と県の配置がある。学校によって異なるが、月に1~3回というのが現状である。市のスクールカウンセラーは5人おり、青少年相談センターの職員である。今後は増えていくと良いと考えているが、すぐというのは難しい。
 - ・スクールソーシャルワーカーに関しては、青少年相談センターに4人常駐している。いずれも派遣型で、1人が20数校を担当している。各校に出向しているが、常駐はできない。今後については、スクールソーシャルワーカーも必要と考えており、増やしていく予定である。
- 委員
- ・子ども園に関しては、研修をぜひ続けていただきたいが、同時に、子どもたちへの権利教育、変な体の触られ方をしたら大人に教えるなど、そういった教育

をしていく必要もある。子ども自身にダメなことはダメと言える力を養っていくことが重要である。

- ・スクールソーシャルワーカーについては、1人が20数校を担当しているというのはあまりに大変なので、増やしていく、あるいは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの身分保障のための常駐化のような、名古屋市のようなことも考えてもらいたい。
- 委員
 - ・保育については、子どもたちがなるべくたくさん園にいられるように、また保護者が働けるような流れがあり、保育サービスの拡大などに努めていただいているところである。ただ、現場の保育師の現状として、子どもたちを残して勉強に行くとはけしからんという雰囲気は現場にはあり、保育師が資質向上のため勉強に行く時間が取れないということを知った。
 - ・学校現場も、担任の先生の資質がどうかと思う保護者がいて、それをフォローする校務主任も担任を持っている。校長先生や教頭先生も、毎日教室に行つて子どもをみて欲しいという保護者の熱い要望を受けている。以上のように保育師、先生の現実は、厳しい状況にある。
 - ・子どもが困っている状況について、話を聞いてくれる先生、子どもが相談に行けるように計画を立てて欲しいと言われるが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方が来る機会が限られているので、満遍なく話を聞ける余裕がない。保健の先生に話を聞いてもらって欲しいという要望もあるが、低学年は自分が困っていることを理解できない。
 - ・保護者には「もっとお願い」という流れと、「担任が変わればなんとかなる、1年我慢すれば」という流れもある。いずれにせよ、現場の先生は日々の業務でパンク状態なので、その現場をフォローする必要がある。
- 会長
 - ・保護者の要求が高まっており、それに応える人材、資源不足もあり、資質向上をしないとイケないけど、困っている状況にある。
- 事務局
 - ・研修に出にくいということは認識している。保育師が不足していることも認識しており、従来の採用計画よりも数を増やして募集をかけている。必要な人員を確保し、研修で資質向上を図る。
- 委員
 - ・専業主婦には、社会に出て働けというようなプレッシャーがある。包括支援センターなどを活用してもらいたいが、つながらない。待機児童だけでなく、家にいる人も安心して産み育てられる環境を整える必要がある。
 - ・あおぞらおひさまもいっぱいだと聞かされたらどうか。
 - ・8050問題があり、最近では7040ということで、より青少年の健全育成の支援の充実が必要である。
- 会長
 - ・包括支援センターでつながらないというのはどういう意味か。
- 委員
 - ・自分の子どもとだけ遊んでいて、他のお母さん方と交流しない。小さい子と大きい子とを分けていて、両方見られない。育児の価値観の違いがあり、つながらないということを知った。つながるアプローチを考えられると良い。
- 事務局
 - ・子育て支援センターに関するご意見だと思ふ。T-FACE 9階にあいあいという子育て総合支援センターがあるが、そこに来ても親子で遊んでいる、親同士がつながらない、小さい子どもと大きい子どもと遊ぶ場所が離れているという声については、我々も聞いている。親のつながりについては、子育て支援

サークルの育成を進めている。遊ぶ場所の違いは、遊ぶものが異なるので、センター職員がサポートできれば良いが、原則は親子で遊ぶということなので、ご理解をいただきたい。

- 事務局
 - ・なお、11/23（金・祝）にあいあいガリニューアルオープンするので、近所の子どもを誘ってお越しいただきたい。
 - ・あおぞらおひさまに関しては、健診等で発達障がいがあるような子どもは、機関につなぐようにしている。定員が一杯であると聞いており、対応を考えていきたい。
- 事務局
 - ・8050・7040 問題については、若者サポートステーションで自立に困難を抱える若者の支援を行っている。若者の定義として30代までというのがあがるが、相談の中には40代の方もいる。支援が途切れることなく、繋ぎながら、やっていくことが課題であると考えている。
- 委員
 - ・4点ほど、意見と質問がある。1点目は、豊田市子ども条例の認知度が多少上がっているものの、なかなか上がってこない。学校に行ったら話をするようにしているが、「子ども条例を知っている人？」と尋ねても手が上がらない。中学校2年生で権利学習をしているのに手が上がらない。本来、これは市の業務と考えている。子どもの権利相談室には子どもの権利擁護委員は3人しかいないし、100を超える小中学校周知を図るのは難しい。こちらが中心にやっている。市の他課も含めて対応いただきたい。
 - ・2点目は、いじめの問題について、収束率100%を目指すとはあるが、前回値と直近値で、そもそもいじめの定義が異なっている。解消の目安も変わっている可能性がある。なくなることが良いことかということも問題と感じる。いじめ自殺のあった学校では、いじめはゼロと回答している学校も少なくない。いじめが見えていない。子ども同士の「ごめんね」「いいよ」では解消にはならない。100%を目指すことが良いことか、検討いただきたい。
 - ・3点目は、放課後児童クラブについて、月曜から金曜で、土曜は開かれていない。地域の中で、放課後に入れる場所をつくることもあるし、土曜日の開催についても検討いただきたい。
 - ・4点目は、男性保育師の研修について、男性だから危ないというのは間違っている。性的虐待の話をしたが、保育師の中で性的虐待の対する理解・知識が乏しいと感じた。性的虐待があるかもしれないこと、あった時に子どもたちがどういう反応をするかについても、理解が乏しいと感じた。男性保育師だけでなく、女性保育師も同様である。
 - ・小中学校の先生についても、「虐待家庭があり、子どもが保護されることを望んでいないが、確実に虐待事案である、子どもの意に反して通報すべきか」という当たり前だと思う質問が来てしまう。また、性的虐待の被害のあった子どもを児童相談所ではなく警察に連れて行ってしまふ。子どもとしては、親を刑事事件として捕まえて欲しいという要望がなくても、刑事事件として手続きが進められて行ってしまふ。子どもの権利保障がなされないケースを聞いたことがある。どういったことがあったのか、どうしていききたいかお聞きしたい。
- 事務局
 - ・子ども権利相談室の認知度は啓発活動をしっかりやってきた結果、かなり上がった。条例についても、継続的に取り組んでいきたい。具体的には検討したい。

- ・放課後児童クラブの土曜日開設については、放課後児童クラブだけでなく、意向調査の中にもありましたが、大人と関わることで自己肯定感が高まるという結果があったので、地域の大人が子どもに関わることも大事である。それも含めて、子どもの居場所がどうあるべきか考えていきたい。
- 事務局
- ・100%を目指すかどうか、100%の学校にいじめが確実にないとは考えていない。いじめの件数が少ない学校、100%解消という学校についても、危機感を持って取り組んでいる。いじめは根絶すべきものだと考えているので、数値としては100%を考えている。
- 事務局
- ・児童虐待の防止教育を実施している。平成29年度の実績としては、子ども園25園、小学校16校、中学校1校で実施している。子どもに教えるのはもちろんであるが、保護者や学校関係者にも、子どもに向けられる暴力に関する適切な知識を持って適切な対応ができるよう、研修を開催している。
 - ・研修については、より多くの学校・園に参加いただけるよう、呼び掛けていきたい。
- 事務局
- ・男性保育師の研修については、性的虐待の加害者には実の父、おじいちゃんが多いことも伝えており、現実を知ること、子どもが本当のことを言うことは少ないのでアンテナを高く持つこと、被害に遭った子が思春期に虐待の事実を発露する時、相談にのれる男性保育師であれという研修を実施している。男性保育師だけでなく、女性保育師も含めて、研修を行っていくこととしている。
- 委員
- ・虐待の研修について、CAPプログラムは知ることだけであり、教員がどのようにつなぐのか、どういう風に気づくのかは含まれていない。実際、学校における問題行動を起こしている子どもの背景に虐待があることが多い。問題行動を解決するためにも、虐待の兆候をつかみ、児童相談所と連携して取り組んでいこうとは、学校の問題行動を解決することにもある。ぜひ積極的に教員研修の中に入れていただきたい。
- 委員
- ・放課後児童クラブについて、元々ない学校は豊田市全体で何校あるのか、ない学校の家庭はどうしているのか。他の学校に行くのか、少人数校はまとめるのか。
- 事務局
- ・市内75の小学校があるが、放課後児童クラブがある学校が66校、ない学校が9校である。そのほとんどが山間部で、3校は来年度開設に向けて調整している。残り6校のうち、2校は居場所づくり事業を行っており、残りは保護者の意見も聞きながら個別に調整している。
- 会長
- ・全体を通して何かご意見があるか。
- 会長
- ・特にないようなので、議事についてはこれまでとさせていただきます。

4 その他連絡事項

(1) 関係団体等へのヒアリングについて

【資料5】

- 会長
- ・連絡事項について、事務局から説明をお願いしたい。
- 事務局
- ・第3次子ども総合計画策定に係る団体ヒアリングについて、実施目的としては、記載している通りであるが、子ども・青少年に身近にかかわっている団体を対象としていきたいと考えているので、肌で感じている子どもや青少年、環境な

ど変化も教えていただきながら、実効性のある施策や事業につなげていきたいと考えている。実施期間は、来月を中心に、1月頃までに実施する予定である。内容は記載の通りであるが、注意書きにもあるように、特徴ある活動については計画図書で紹介することで、他団体の活動の参考にしていただいたり、活動やネットワークの充実につなげられないかと考えている。対象団体は、10～15 団体を予定している。委員の皆様が所属している団体も対象になる場合があるので、ご協力いただきますようお願いしたい。

事務局

- ・「子どもシンポジウム 2018」について紹介させていただく。これは、子ども会議の子ども委員が、よりよい豊田市にするため、豊田市のまちづくりについて、自分たちで考えた提案や意見を発表するものである。「子ども会議」は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの意見を聞くことを目的に設置されており、今年で10年目を迎える。現在、小学5年生から高校2年生までの19人が、夏休み期間を中心に活動をしている。なお、本日は欠席であるが、この子どもにやさしいまちづくり推進会議の委員の柏本さんも、この子ども会議で活動をしている。
- ・シンポジウムは、12月9日（日）午後1時～、青少年センター（豊田産業文化センター4階）で開催する。今年度は、シンポジウムに参加する小中学生約120名にワークショップにも加わってもらう予定で、そこで出された意見を第3次子ども総合計画に反映させていきたいと考えている。子どもたちの生の声を聞ける機会であるので、興味のある方は、ぜひお越しいただきたい。

会長

- ・以上をもって、第2回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を終了させていただく。皆様方には、長時間にわたり、議事の進行にご協力をいただいた。それでは事務局にお返しする。

（2）次回開催日程

事務局

- ・次回は、平成31年2月13日（水）午前10時に開催する予定である。場所は、南庁舎5階、南51会議室を予定している。日程が近づいたら、出欠席の確認をさせていただくとともに、会議資料等の事前配布をさせていただきたい。
- ・また、本日の会議録につきましては、事務局で作成し、野口会長にご確認をいただいた上で、市のホームページで公表させていただきたい。

5 閉会

事務局

- ・以上をもって第2回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を終了する。

<用語解説>

8050・7040問題...ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。